



特定疾病療養費助成制度

特定疾病療養費助成制度とは

健康保険の加入者が長期にわたり高額な医療費を必要とする疾患(病気)にかかった場合、一定の自己負担額を超えた分は健康保険から支払われ、加入者が窓口で大きな医療費を負担しなくて済む制度。対象者には「特定疾病療養受給者証」が交付されます。

助成内容・対象になる方

特定疾病	□ □ □ □ □ □ □	
血友病	10,000円	
人工腎臓を実施している慢性腎不全	70歳未満で被保険者の標準報酬月額が53万円未満の場合 (一般所得)	10,000円
	70歳未満で被保険者の標準報酬月額が53万円以上の場合 (上位所得)	20,000円
	70歳以上の被保険者の場合	10,000円
抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群	10,000円	

※「特定疾病療養受領者証」を医療機関に提示することにより、医療費の自己負担限度額が月1万円(所得が高い方は2万円)となります。

注) 自己負担限度額は、それぞれ月別、医療機関別、入院・外来共に別となり、合算すると月1万円を超えることもあります。

申請方法・申請窓口

■ 加入中の健康保険によって申請窓口が異なります。

- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険
→ 住民登録のある市区町村役場（役所）
- ・ 協会けんぽ
→ 事業所を管轄する全国健康保険協会各都道府県支部
- ・ 組合管掌健康保険（国保組合・共済組合含む）
→ 各健康保険組合もしくは勤務先（総務課 等）

申請に必要なもの

- ① 特定疾病療養受給者証交付申請証
（健康保険によっては名称が異なる場合があります）
- ② 健康保険被保険者証
- ③ 印鑑
- ④ マイナンバーがわかるものを持参（通知カード・個人番号カード）

【注意】

- ・ 受領証が発行されましたら、各医療機関へ提示して下さい。
- ・ 申請した月の1日にさかのぼって

適用することができますが、先月に遡るはできませんので、ご注意ください。

- ・ 健康保険が変更となった場合には、その都度手続きが必要となります。

健康保険特定疾病療養受給証			
令和 年 月 日 交付			
認定疾病名			
受診者	氏名 及び 生年月日	平 年 月 日生	男 女
	住 所		
被保険者	記号	番号	
	氏名 及び 生年月日	明大昭平 年 月 日生	男 女
自己負担限度額			
発効期日	令和 年 月 日から有効		
保 険 者 名 及 び 印			

患者総合サポートセンターでは、説明やご質問をお受けしています。ご不明な点はソーシャルワーカーまでお問合せください。

伊勢原協同病院 患者総合サポートセンター 0463-94-2111(代表)

※記載の内容は、2024年6月の情報に基づいています。今後の制度等の改正により、内容に相違点が生じる可能性があります。